

日本動脈硬化学会認定動脈硬化専門医制度細則

第1条

一般社団法人日本動脈硬化学会認定動脈硬化専門医制度規則の施行について、この規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従うものとする。

第2条

専門医制度委員会の事務は本学会事務局において行う。

第3条

受験資格を得るために、あらかじめ専門医（または認定医）の資格を有していなければならない学会とは以下のものを指す。

日本内科学会、日本老年医学会、日本内分泌学会、日本循環器学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本脈管学会、日本高血圧学会、日本脳卒中学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本臨床薬理学会、日本小児科学会、日本産科婦人科学会（すべて日本専門医制評価・認定機構への加盟学会）

第4条

危険因子を管理した診療実績表 20 症例（註 1）について、別途用意する書式に詳細な原則として患者 ID と施設名を添えて提出する。

このうち、5 症例について詳細な抄録を提出する。単一の危険因子のみは避ける。

（註1）診療実績表

受け持ち患者 20 症例（外来または入院）

- ・冠動脈疾患の一次予防 10 症例（脂質異常症ないしカテゴリーⅢに入る症例を含む）
- ・冠動脈疾患の二次予防 5 症例
- ・冠動脈疾患以外の動脈硬化性疾患（脳血管障害、大動脈疾患、末梢動脈疾患など）を合併し、動脈硬化の危険因子（脂質異常症、糖尿病、高血圧症）を管理した症例 5 症例
- ・ただし、小児科の専門医をもって受験する場合、動脈硬化の危険因子（肥満、メタボリックシンドローム、脂質異常症、糖尿病、高血圧症）を管理した 10 症例のみとする。

以上の症例について、原則として患者 ID と施設名を添えて提出する。

第5条

審査は筆記試験によって行う。筆記試験問題の作成と採点は問題作成委員会が行い、結果は後日通知する。

第6条

試験は、原則として1年に1回行う。

第7条

専門医及び認定施設の認定は原則として年1回行い、申請締切日は毎年社員総会の3カ月前とする。

第8条

審査の結果はNews and Scope及びホームページにて発表する。

第9条

申請書類は正本1通（事務所保管用）と副本1通（委員会用）の合計2通とする。

第10条

専門医の審査料20,000円、認定料ならびに認定更新料は30,000円とする。

第11条

日本動脈硬化学会が認定する教育施設については、日本動脈硬化学会の認定施設の細則に定める。

第12条

本細則の変更は、専門医制度委員会及び理事会の承認を経た後、社員総会での承認を受けなければならない。

第13条

動脈硬化専門医の更新については、認定更新に関する細則に定める。

本細則は平成23年4月1日を以って発効する。

平成27年7月9日改訂

平成28年7月14日改訂